

# 川崎中ロータリー・クラブ細則

## 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員、代理人以外の本クラブ会員
4. 定足数：本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督及び選出された理事5名の12名で構成される。

## 第3条 選挙と任期

### 第1節

理事を選挙すべき会合の1カ月前の例会に於いて、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計、会場監督及び5名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を設けることが決定された場合は、速やかにクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

### 第2節

各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

### 第3節

理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

### 第4節

役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

### 第5節

各役職（副会長、理事、会計、幹事、会場監督）は、7月1日に就任し、1年間または選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。また各役職も再任は妨げない。

### 第6節

指名委員会は、会長、幹事、元会長及び理事会の推薦する2名以上を以って構成する。元会長とは、直前会長を含む直近3名とする。

## 第4条 理事会の任務

### 第1節

クラブの会合と理事会において議長を務める。

### 第2節 直前会長

理事を務める。

### **第3節 会長エレクト**

会長就任に向けて準備し、理事を務める。

### **第4節 副会長**

会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

### **第5節 理事**

クラブの会合と理事会の会合に出席する。

### **第6節 幹事**

クラブの会員と出席について記録をつける。

### **第7節 会計**

すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

### **第8節 会場監督**

通常その職に付随する任務、その他会長または理事会によって定められる任務とする。

### **第9節**

理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

## **第5条 会合**

### **第1節**

本クラブの年次総会は、毎年12月の第1例会に開催し、そこで次年度の役員および理事の選挙を行うものとする。

### **第2節**

本クラブの例会は、火曜日12時30分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全部に然るべく通知するものとする。

### **第3節**

会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会におよび例会の定足数とする。

### **第4節**

定例理事会は毎月第1例会に開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

### **第5節**

理事の過半数をもって、理事会の定足数とする。

## **第6条 入会金と会費**

### **第1節**

入会承認に先立って、R I および（または）クラブにより設定された入会金を納入するものとする。入会金は5万円とし入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、本クラブ定款11条の規定に該当する場合は、この限りではない。

### **第2節**

会費は、R I 人頭分担金「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は30万円とし、毎年4回、7月1日、10月1日、1月1日、4月1日に支払うものとする。

## **第7条 採決の方法**

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

## **第8条 委員会**

### **第1節**

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。本クラブは、以下の委員会を設ける。

- ・クラブ奉仕（管理）
- ・出席委員会
- ・親睦活動委員会（家族委員会）
- ・プログラム委員会
- ・広報公共イメージ委員会
- ・クラブ会報委員会（記録・IT）
- ・研修委員会（ロータリー情報委員会）
- ・拡大増強委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・青少年育成委員会
- ・ロータリー財団委員会
- ・米山記念奨学委員会
- ・クラブ戦略委員会

### **第2節**

本クラブは、必要に応じて、その他の委員会を設けることができる。

### **第3節**

会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

### **第4節**

理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

### **第5節**

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委

員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

## **第 9 条 出席義務規定の免除**

理事会に対して書面をもって正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

## **第 10 条 財務**

### **第 1 節**

各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

### **第 2 節**

会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用と記念行事用の3つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

### **第 3 節**

勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

### **第 4 節**

すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

### **第 5 節**

クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

### **第 6 節**

会計年度は、7月1日から6月30日までである。

## **第 11 条 会員選挙の方法**

### **第 1 節**

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

### **第 2 節**

理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### **第 3 節**

理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、本クラブの幹事を通じ推薦者にその決定を通知するものとする。

### **第 4 節**

理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

### **第 5 節**

クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込み者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について票決を行うものとする。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

#### **第6節**

入会が承認されると、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込むよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

#### **第7節**

本条第2節ないし第4節までの規定は、本クラブ定款第7条第10節の定めによって届け出られた代理人についても適用される。ただし、「候補者」を「代理人候補者」と、「入会」を「登録」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### **第8節**

本クラブは、理事会によって推薦された名誉会員を選ぶことができる。

### **第12条 決議**

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付することなく理事会に付託するものとする。

### **第13条 改正**

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、出席会員の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則の変更は、標準ロータリークラブ定款、R I定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

改正令和 8年 6月